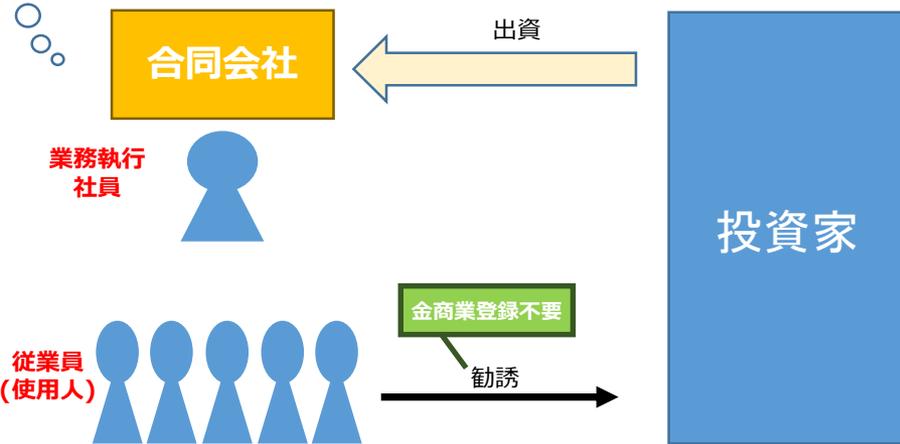


合同会社による社員権の取得勧誘に係る建議について

(現行法)

- ・ 合同会社が多数の従業員（使用人）を用いて、電話やインターネット、投資セミナー等様々な手段により、高利回りを謳って勧誘。
- ・ 投資家は若年層から高齢層まで幅広く存在。
- ・ 勧誘に応じた結果、勧誘者と連絡が取れなくなる、勧誘時に謳われていた利回りで運用されず、投資した資金自体も回収されない事例が認められている。

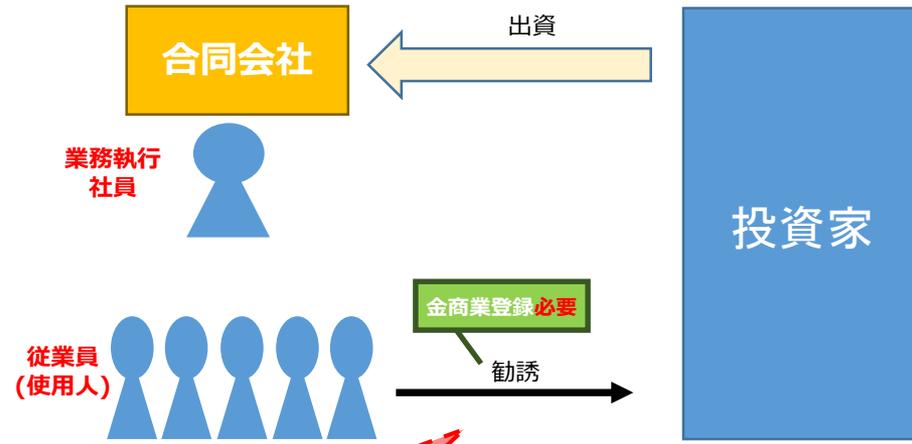
本来は、創業段階のベンチャー企業など少数人数による事業を行うための会社に適した会社類型として創設



業務実態を把握していない多数の従業員（使用人）が投資家に対して出資勧誘を行なうことにより、投資家被害が広がる傾向にある。

近年、事業実態が不透明な合同会社が、その業務を必ずしも把握していない多数の従業員（使用人）を通じて、多数の投資家に対し、当該合同会社の社員権に対する出資と称して、不適切な投資勧誘を行っているという外部からの相談や苦情が多数寄せられている。

(改正後のイメージ)



従業員（使用人）による投資勧誘は金商業登録が必要な行為とするよう制度改正を求める

従業員（使用人）による無登録での合同会社の社員権の勧誘行為が認められた場合、必要に応じて調査の上、裁判所に対し無登録金商業の禁止等命令の申立てを実施。

投資者被害の懸念がある事案が認められている状況に鑑みれば、投資者保護を徹底する観点から、**合同会社の業務執行社員以外の者（従業員や使用人）による当該合同会社の社員権の取得勧誘について、金融商品取引業の登録が必要な範囲を拡大する**などの見直しを金融庁に対して求める。

建議